

元号と商標

会員 大塚 啓生



要 約

平成から新しい元号に改元されることが平成 29 年の末に決定してから約 1 年半を経て、平成 31 年 5 月 1 日に元号が「令和」に改元された。今回の改元は平成天皇の退位に伴う異例のものであったので準備期間が 1 年以上あり、その間の改元に向けた政府の取り組みの一つが商標審査基準の改訂であった。改元により元号に便乗した商法が乱立することを未然に防ぐために、現元号に限らず「元号」として認識される商標は登録しないということを審査基準上明確にした。当該改訂により、「元号」の商標登録が厳しく審査されることが予想されるが、本稿では今後「元号」が商標制度においてどのように取り扱われるかを検討する。

1. はじめに
2. 商標制度における「元号」
 - (1) 商標審査基準の改訂
 - (2) 商標法 3 条 1 項 6 号と「元号」
 - (3) 「元号」の登録性
 - (4) 「令和」は登録できるか
 - (5) 「令和」「平成」などの元号は使用できるか
3. おわりに

用する標識として元号が使用されるのであれば、商標と切り離して考えることはできない。実際に、漢字で「平成」を有する商標はこれまでに 468 件出願されており、「昭和」は 766 件、「大正」は 433 件、「明治」は 795 件ある。このような事実に鑑みても、元号が商標として活用されてきたということが理解できる。

この点、「元号」は特定の年代に付けられる公的な称号であり、特定人に独占排他的な権利を付与する商標には馴染まないともいえる。そもそも、「元号」は商標ではないという議論もあろう。本稿では、これまで「元号」がどのように取り扱われてきたかを踏まえて、元号と商標の関係について説明する。

1. はじめに

平成 31 年 4 月 1 日の 11 時 41 分頃に、平成に続く新しい元号が菅義偉内閣官房長官によって発表された。「令和」である。「令和」は西暦 645 年から始まった最初の元号である「大化」から 248 番目の元号となる。現代では元号法によって、皇位の継承（天皇の代替わり）があった場合に限り政令で定めると規定されているが、平成天皇のご意向により、天皇の退位に伴う改元は憲政史上初めてとなる。新天皇の即位前に新元号を決定して公表したのも歴史上初めてのことである。

元号は時代の象徴のようなものであり、元号に肖ったビジネスが展開されることは社会の摂理であるともいえる。「昭和産業株式会社」のように社名として用いることもあれば、「明治ブルガリアヨーグルト」のようにブランド名として使用することもあろう（いずれも登録商標）。また、「平成最後の...」や「令和元年の...」などと銘打ったキャンペーンやイベントが実施されているのをよく目にする。このように、事業に活

2. 商標制度における「元号」

(1) 商標審査基準の改訂

平成 31 年 4 月 30 日をもって平成天皇が退位されることが閣議決定された平成 29 年 12 月から約半年後の平成 30 年 6 月、特許庁は商標の審査基準における元号に関する商標の取り扱いについての見直しを検討することを発表した。下記はそのプレスリリースである⁽¹⁾。

「元号に関する商標の取扱いについて」（平成 30 年 6 月）
元号からなる商標又は元号を含む商標の審査上の取扱いについてお知らせします。

元号（現元号であるか否かを問わない。）として認識されるにすぎない商標は、識別力がない（自分の商品・役務と他人の商品・役務を区別するものにはならない）ため、商標登録

を受けることはできません。

現元号であるか否かにかかわらず、会社の創立時期、商品の製造時期、その他の日付・期間等を表示するものとして一般に使用されている場合は、元号として認識されるにすぎません。すなわち、現元号を表示する文字のみからなる商標「平成」は、単に現元号として認識されるにすぎないため、商標登録を受けることはできません。

改元後、「平成」が旧元号となった場合も同様で、単に旧元号として認識されるにすぎないため、商標登録を受けることはできません。

また、上記のとおり、元号は識別力がないと判断されますので、他の識別力のない文字等（例：商品又は役務の普通名称）を組み合わせた商標（例：平成まんじゅう（指定商品：饅頭））も、識別力はなく、商標登録を受けることはできません。

なお、元号と認識されたとしても、例えばある特定の商品又は役務において使用された結果、需要者が特定の者の業務に係る商品又は役務であると認識できるに至っている場合には、識別力があるものとなりますので、商標登録を受けることが可能です（他の拒絶理由に該当しない場合に限る。）。

現在の商標審査基準には「現元号を表示する商標」について商標法第3条第1項第6号に該当する旨明記されていますが、現元号以外の元号についても明確化を図るため、今後上記取扱いに準じた基準の改訂の検討をいたします。

このように、従来から「元号」は商標法3条1項6号（以下、単に「6号」という場合がある）に該当することが審査基準上に規定されていたわけであるが、「商標が、現元号として認識される場合（「平成」、「HEISEI」等）は、本号に該当すると判断する。」（商標審査基準第13版）とされており、あくまでも「現元号」については登録を認めないという内容であった。そのため、このままの規定では改元後は「平成」「昭和」「大正」など過去の元号については登録できるような誤解を生じる可能性があった。

過去の元号であれば問題ないという意見もあるかもしれないが、新旧を問わず、元号はあくまでパブリックドメインであり、特定人に独占的な権利を付与することとなる商標制度には適していないといえよう。また、元号を用いた便乗商法や一般需要者・取引者に生じかねない混乱を避けるためにも、このタイミングで審査基準を改訂したことは当然の流れかもしれない。

上記プレスリリースを受け、平成30年8月1日の「産業構造審議会 知的財産分科会 商標制度小委員

会 第25回商標審査基準ワーキンググループ」では「元号」が議題として挙げられた。当該ワーキンググループでは、商標審査基準第13版の「現元号」の記載を、「現元号以外の元号」についても6号が適用される内容へ改めることに異論はなく、スムーズに検討が進んだものと思われる⁽²⁾。

そして、ワーキンググループでの検討及びパブリックコメントの募集を経て、平成31年1月30日を施行日として商標審査基準が改訂された。元号に関する基準は下記のように改められ、改訂前の審査基準にあった「現元号」の記載は「元号」に変更された（下線は筆者による）。この改訂により、その時代の元号のみならず、単なる元号として認識される過去の元号も、原則として登録が認められないことが明確になった。

八、第3条第1項第6号（前号までのほか、識別力のないもの）
（中略）

4. 元号を表示する商標について

商標が、元号として認識されるにすぎない場合は、本号に該当すると判断する。

元号として認識されるにすぎない場合の判断にあたっては、例えば、当該元号が会社の創立時期、商品の製造時期、役務の提供の時期を表示するものとして一般的に用いられていることを考慮する。

上記プレスリリースから5か月後の平成29年11月5日には、菅義偉内閣官房長官が、全ての元号を商標登録できないように審査基準を改訂することを記者会見で発表している。政府が審査基準の改訂に言及することは稀であり、今回の審査基準の改訂に関しては政府の意向が強く反映されていることが窺える。そのため、今後の特許庁の審査においては、新旧元号からなる商標や新旧元号を一部に含む商標についてこれまで以上に厳格に審査されることが予想される。

なお、改訂後の審査基準第14版は、平成31年1月30日以降の審査に適用される。

（2）商標法3条1項6号と「元号」

商標法3条1項6号は、次のように規定されている。

前各号に掲げるもののほか、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標

「元号」が6号に該当する旨が審査基準で定められているのは上述のとおりであるが、ではなぜ「元号」は同号に該当するのであろうか。

商標法では、登録要件について商標法3条の規定があり、登録を受けることができない商標について商標法4条が規定されている。商標法3条は、商標の本質的機能である出所識別機能などの識別力を問題として商標登録の一般的適格性を定めたものであり、例えば、商品／役務の普通名称や慣用名称、品質表示に過ぎない商標は登録できないことが列挙されている。また、商標法4条は、公序良俗や他人の商標との類似性・他人の業務にかかる商品との出所の混同など相対的な事由による具体的な不登録理由が列挙されているが、これらの条文上「元号」はどこにも記載がなく明文化されていない。そのため、現状としては、特許庁の審査の運用において6号に該当すると判断されているに過ぎない。

その時代の現元号が商標法3条1項6号に該当することは、公開された商標審査基準の初版から明記されていた。下記は、初版から現在の審査基準に至るまでの「元号」に関する基準をまとめたものである。

版	基準の内容
初版～改訂第2版	現元号を表す「昭和」の文字は、本号の規定に該当するものとする。
改訂第3～11版	現元号を表す「平成」の文字は、本号の規定に該当するものとする。
改訂第12～13版	商標が、現元号として認識される場合（「平成」、「HEISEI」等）は、本号に該当すると判断する。
改訂第14版（現在）	商標が、元号として認識されるにすぎない場合は、本号に該当すると判断する。元号として認識されるにすぎない場合の判断にあたっては、例えば、当該元号が会社の創立時期、商品の製造時期、役務の提供の時期を表示するものとして一般的に用いられていることを考慮する。

審査基準上は、元号が商標法3条1項6号に該当する理由は明記されていないが、元号は商品の製造時期（例えば、「平成〇〇年〇〇月製造」のように）を表示するものとして取引上においても普通に使用されるものである一方で、元号のみでは直接的に商品の製造等の時期を表すことができず、商標法3条1項3号の「生産時期等」に該当するとは言い得ないため、6号に該当するという考え方に基づいているようである⁽³⁾。「ハイセイ\へいせい\平成\ HEISEI」の四段併記

からなる商標の識別力が争われた審決においても、「本願商標は、これをその指定商品に使用しても、これに接する需要者をして直接的ではないが、平成に製造されたものである等、広い意味での商品の生産時期等を表すものとして、また、一般に使用され得る現元号を表したにすぎない表示として認識されるにとどまるものと判断するのが相当であるから、自他商品の識別力を欠き、商標としての機能を果たさないものといわざるを得ない。」（平成2年審判第17637号）と判断されている。当該審決は、上述のワーキンググループの配布資料でも引用されていることから、特許庁の「元号」に関する見解であるということができよう。とはいえ、6号に該当する理由が同項3号に該当しないからというのはやや消極的なようにも思えるので、筆者なりに検討してみる。

商標法3条1項6号は、同項1号乃至5号の総括条項であり、1号から5号に該当しない場合でも識別力のない場合は登録を認めない趣旨であることは条文の規定ぶりからも明らかである。そのような意味では、3号に該当しないことを理由に6号で処理する考え方は誤りではない。ここで、商標法3条1項1号及び2号は、商品／役務の普通名称・慣用名称は登録要件としないものであり、その性質上識別力が認められないのは当然であるが、3号乃至5号に該当するような商標について識別力がないとされる理由は大きく分けて3つあるとされている⁽⁴⁾。

一つは、現実の取引において多数使用されているため特定人の商品／役務を識別する標識としての機能を果たし難いと考えられるものであり、3号の産地・品質表示や、4号のありふれた氏又は名称、5号の品番・規格等を表す記号や符号（例えば、アルファベット2字）などが該当する。

次に、外観構成が単純であり、商品／役務の標識として認識され難いような商標は登録を認めるべきではないという考え方である。これは、例えば、5号に該当するような1本の直線や輪郭として一般的に用いられる□・○・△等の図形、6号の地模様などである。

最後は、公益的な観点から、特定人に独占させるとその他の多数人が不測の損害や不利益を与えるおそれがあり、何人にも使用を認めるべき性質の商標が挙げられる。いわゆる独占適応性である。例えば、3号に該当する商品の品質・機能等や役務の質・内容等の記述的な商標の多くがこれに該当するものと考えられる。

商標法3条1項6号が1号乃至5号の総括規定であることからすれば、6号に該当する商標も上記のいずれかに当て嵌まるものであるが、筆者の見解としては「元号」は3つめの独占適応性に該当するものと考えている。「元号」は、発表された時点又は発表される前においては取引上現実には多数使用されているというような事情はないであろうし、その外観構成自体が単純であるというものでもなく、むしろその文字構成自体は新しく考案された名称として識別力を有するにもかかわらず登録を認めないのは、公益上の問題であるに他ならないからである。この点、筆者が考えているように6号は公益性の概念を含む規定であって「元号」は公益性の観点から登録が認められないとする説⁽⁵⁾がある一方で、6号は出所識別力の欠如を問題とした規定であって独占適応性の問題ではないとする説⁽⁶⁾もある。また、元号であっても識別力を発揮するため、そもそも6号に該当すべきではないという説⁽⁷⁾もある。このように諸説あるが、筆者としては独占適応性の観点から6号に該当すると考える次第である。

元号が改元されるに伴い、新しい元号に肖った新会社の設立やサービス・キャンペーンが展開されること等は容易に想定されるものであるが、元号はあくまでパブリックドメインであり、本来誰しもが元号を用いたサービスやキャンペーンを提供することが許されるべきである。そのため、「元号」を特定人に独占させてしまうと、多くの人々が元号の使用を不当に妨げられることになりかねない。厳密に言えば、後述するように、商標法26条1項6号の規定により元号の使用に対しては商標権の効力が及ばないことが考えられるが、商標登録がされている事実によって牽制的な効果が生まれ、無用に元号の使用を回避したりすることは十分にあり得る。そのような事態が起り得るだけでも、公益性が損なわれるおそれがあるということができよう。このような事情から、「元号」は単に生産時期等の表示であるという理由に止まらず、広く独占適応性の観点から登録を認めるものではないと考える。

なお、上述した平成2年審判第17637号において、「元号は、そのみでは具体的な時期まで表したものとはいえないが、例えば『平成〇年〇月製造』のように商品の製造時期を表すときなど、商品の流過程又は取引過程において必要な表示であって普通にも使用されるものであるばかりではなく、現元号として何人も普通に使用し得るものであるから、一私人の商標と

して独占を認めるべき性質のものではないといわなければならない。」とも言及していることから、特許庁としても独占適応性が問題であることを認識しているといえる。

(3) 「元号」の登録性

これまで述べたように、基本的に「元号」は商標法3条1項6号に該当すると判断されるものであるが、「元号」であれば全て登録が認められないわけではない。改訂第14版では、「元号として認識されるにすぎない場合」は6号に該当すると規定されており、裏を返せば、単なる元号として認識されない商標については登録を認める余地を残している。例えば、「平成」と識別力のある文字や図形が結合した商標であれば登録を認めるということであろう。また、「元号」を含むものであっても、商標としての一体性が強く、元号のみが分離した要部として認識されない商標も登録が認められる可能性がある。他方、改訂後の審査基準で明記されていないが、ここにいう「元号として認識される」とは、漢字以外の表記（例えばローマ字）であっても、元号として認識される場合は、6号の適用があるとされている⁽⁸⁾。

このように、改訂後の審査基準では、「元号」として認識されるケースを広めに想定した内容となっているが、これは過去の審査基準では不十分であったことが要因と考えられる。上述の審査基準初版乃至第11版では、「現元号を表す「昭和」（又は「平成）」の文字は、本号の規定に該当するものとする。」とのみ規定されており、漢字で「昭和」又は「平成」は登録を認めないが、ローマ字表記については登録を認めるというようにも読める。そこで、審査基準改訂前はどのように審査されていたのか、過去の登録例や審決例から検討してみる。

(a) 「明治」「大正」「昭和」「平成」の漢字又はローマ字から成る商標

改訂第14版の審査基準では、漢字のみならず、ローマ字から成る商標であっても、元号として認識できるものは6号に該当することは上述したとおりである。しかしながら、下記に示す過去の登録例／拒絶例を見ると、そのように判断されていなかったことは明らかである。

まず、「明治」については、漢字であろうとローマ

字であろうと全ての出願について識別力が問題となることなく（拒絶されることなく）登録が認められている。これはおそらく出願時においては既に元号が「昭和」となっており、当時の現元号ではなくなっていることが要因であると考えられる。初版の審査基準の時点で、「現元号を表す『昭和』の文字は、本号の規定に該当するものとする。」となっていたことからすれば、当然の結果といえるかもしれない。

「大正」についても同様であり、登録が拒絶された例は見つからなかった。

一方で、「昭和」については、初版の審査基準で「昭和」が6号に該当することが明記されていたこともあり、1件を除いて「昭和」の漢字のみから成る商標は登録が認められていない。その1件は昭和産業の

「**昭和**」（第5813674号）であり、拒絶査定不服審判において使用による特別顕著性が認められて登録されている（6号の該当性が争われているため商標法3条2項が適用されたわけではない）。その他の登録例はいずれも「SHOWA」などのローマ字や片仮名「ショーワ」から成る構成であり、漢字ではない故に登録が認められたものと思われる。

他方、「平成」「へいせい」「HEISEI」は1件も登録がなく、平成以降は審査が厳格化されたことが分かる。

なお、以下のリストの備考欄中の「3-1 各号」とは、特許庁の審査において商標法3条1項各号のいずれかで拒絶されたことを示し、データベース上の記載と整合させたものであるが、おそらく6号が適用されているものと思われる。

◆「明治」「大正」「昭和」「平成」の漢字又はローマ字から成る登録例

商標	出願／登録番号	出願人／権利者	区分	備考
	258225 313675 402873 448743 他	明治ホールディングス	05 29 30 31 32 他	
明治	279379 313674 334141 341532 他	明治ホールディングス	05 29 30 31 32 他	
明治	4584997 5080845	明治ホールディングス	01 02 03 04 05 他	
Meiji	4584996 5080844	明治ホールディングス	01 02 03 04 05 他	
	2718615	明治機械製作所	07	
明治	3158035	明治安田生命保険相互	36	
明治	4882631 4922382	明治ゴム化成	40	
Meiji	4882632 4921701	明治ゴム化成	40	
大	517497 521473	大正製薬	05 10	
正				
大 正	1391213 2164493 2639022 2690166 他	大正製薬	01 05 09 29 30 31 他	

TAISHO	1391214 1838473 2428777 4246846 他	大正製薬	01 02 03 04 05 21 他	
タイショウ	3067796 3067797	大正製薬	03 05	
TAISHO	1735982	月桂冠	32 33	
タイショー	2711525	タイショー	07 11	
TAISHO	4058473	大昌建設	37	
SHOWA	1367163 1801603 5556087	昭和産業	01 05 29 30 31 32 他	
ショーワ	1367164	昭和産業	01 05 29 30 31 32 他	
ショーワ	2449443	ショーワ	01	
SHOWA	2707137	昭和ゴム	18 25 26	
昭和 Shōwa	3265561	昭和楽器製造	15	
SHOWA	3297534	昭和鉄工	37	
SHOW-WA	4438860	昭和	35	
	4469631	昭和薬品化工業	05 10	
SHOWA	4675139	昭和光学	09	
ショーワ	5581172	ショーワ	01 03 37	
昭和	5813674	昭和産業	29 30	使用による特別 顕著性有り（審 判）

◆「明治」「大正」「昭和」「平成」の漢字又はローマ字から成る拒絶例

商標	出願／登録番号	出願人／権利者	区分	備考
SHOWA	H10-6921	昭和産業	29 30 31	3-1 各号
昭和	2005-27572	利守酒造	33	3-1 各号 その他
しょうわ	2006-3753	医療法人社団心司会	43	3-1 各号
昭和	2007-38441	利守酒造	33	3-1 各号 その他
昭和	2014-34547	昭和製紙	16	3-1 各号

	H01-857	中松 義郎	10	3-1-6
平成	H01-4059	新吉屋商店	32	3-1 各号
平成	2008-39433	ストーラ	04	3-1 各号

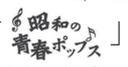
(b) 「明治」「大正」「昭和」「平成」の漢字を一部に有する商標

「元号」と他の語が結合した構成よりなる場合は、元号と結合した語の識別力の程度によって判断が左右されている。例えば、「明治屋」「明治乳業株式会社」「昭和商事」「昭和コーポレーション」「平成薬局」「平成維新の会」のように、全体で一体的な屋号・商号として認識されるような態様であれば識別力が認められている。また、「明治150年」「昭和の香り」「昭和のこむぎ豚」「平成の祝」「平成の遣唐使」などのように全体でまとまった意味合いが認識されるような場合や、「平成自由詩」「平成献上\ HEISEI KENJO」「Hey! Say! JUMP」のように元号と結合した語に識別力が認められるような場合は登録が認められている。

◆「明治」「大正」「昭和」「平成」の漢字を一部に有する登録例

商標	出願／登録番号	出願人／権利者	区分	備考
明治屋	634284 1831970 4143918 4182590 他	明治屋	06 07 08 09 10 他	
明治乳業株式会社	3003132 3010609 3121383	明治ホールディングス	35 37 41	
明治村	3016321 3019954	名古屋鉄道	41 42	
明治学院	3164228	学校法人明治学院	41	
MEIJIFLEX	4437935	明治ゴム化成	17	
明治薬品	5324922	明治薬品	03 29 30 32	
器おいしい牛乳	5490411	明治ホールディングス	29	
明治150年	5962688	内閣官房会計担当内閣参事官	01 02 03 04 05 他 (全区分)	
meiji とまと	5991704	MEIJI とまと	35	
Meiji University	6040840	明治大学	41	
ワシのマークの大正	1493172 1495585	大正製薬	01 02 03 04 05 08 他	

一方で、「大正メークイン」「昭和酒場」「昭和ハイボール」「平成電話」「平成ノート」のように、元号と結合した語が指定商品／役務との関係で識別力に乏しい場合は、識別力が否定されている。「昭和の味わい」が登録されているのに対し、「昭和の味」が拒絶されているなど多少バラつきはあるが、基本的には識別力のない語と結合しただけでは登録が認められないといえよう。

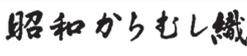
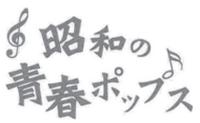
強いて挙げるとすれば、「平成よありがとう」は識別力があって、「ありがとう平成」は識別力がないとする判断は理解に苦しむものである。また、全体として図案化された「」や「」の登録が認められなかったのは、他の登録例を考慮するとやや厳し過ぎるようにも思える。

 大正製薬	1578121 3181907	大正製薬	01 02 03 04 05 08 他	
大正セントラルテニスクラブ	3003332	目代興産	41	
	3256892	大正銀行	36	
大正カフェ	4854528	銚子屋	30	
大正亭	4960525	つぼ八	43	
ショーワの手袋	1722679	ショーワグローブ	09 21 25	
昭和アルミ	2052138 4176245 5206293	昭和電工	06 17 35 37	
ショウワノート\SHOWA NOTE	2584287	ショウワノート	16	
昭和工事	3004853	昭和工事	37	
昭和地所	3053938	昭和地所	42	
昭和商事	3087838	昭和商事	36	
昭和機器工業株式会社	3112724	昭和機器工業	37	
 SHOWA	3132488	昭和印刷	42	
昭和コーポレーション	4075914	昭和コーポレーション	37	
ショウワパーク	4477667	ショウワ電技研	39	
株式会社新昭和	4610618	新昭和	19 35 36 42	
昭和レトロ	4731803	フェニックスコーポレーション	09 14	
支那そば 昭和食堂 _{商標}	4735222	エージグループ	42	
昭和電機	4896193	昭和電機	07	
ユーシン・ショウワ	4931778	ユーシン	06 09 37	
昭和 ロマン	4956960	種清	30	
昭和ホルモン亭	5018812	りんご苑	43	
SHOWA GLOVE	5041131	ショーワグローブ	05 09 10 17 21 24 25	
昭和タイムズ	5104760	デアゴスティーニ・ジャパン	16	
昭和ナビ	5201569	大空出版	16 35	
昭和の香り	5230757	京都リフレ新薬	03	
SHOWA SHINJU	5340781	スピカ	14	

昭和の味わい	5496742	サンヨー食品	30	
昭和のこむぎ豚	5652877	昭和産業	29	
昭和サッシ	5760231	昭和リーフ	06	
SHOWA MUSEUM	5775957	小林 正延	16	
	5856843	昭和産業	29 30	
昭和ラヂオ	5864714	ドウシシャ	09	
昭和リース	5945617	昭和リース	35 36 37 38 39 40 41 他	
SHOWA RACING	5961663	トラスト	12	
昭和薬品	6088915	昭和薬品	35	
平成の祝	2357236	加藤嘉八郎酒造	33	
平成の昔	2454499	一保道茶	30	
平成理研\ HEISEI RIKEN	2539889	平成理研	01 05	
平成の蔵	4207441	笛木醤油	30	
平成モダン倶楽部	4220904	ヒロタ	25	
平成貝塚	4385596	ライフシステムサービス	40 42	
	4401044	幡谷教育振興財団	16	3-1 各号
平成の遣唐使	4695028	朝日新聞社	41	
 平成元年	4760726	神戸ふう月堂	30	
平成教育委員会	4897654	フジテレビジョン	09 16 25 28 30 32	
平成世直しええじゃないか	4944904	濱田総業	33	
平成献上\ HEISEI KENJO	5125409	サスイ織物, 原田織物, 筑前織物	24	
	5145515 5312063	ジャニーズ事務所	03 09 14 16 18 20 32 他	
平成美人	5150332	石澤 清	31	
平成の名車	5165633	アクティブ	16	
平成の医療人	5205667	創志学園	41	
HEISEI.	5262809	平成興業	35 41 42	3-1 各号
平成薬局	5301217	パル・オネスト	35 44	
平成維新の会	5503114	中松 義郎	41	
平成シニア	5545534	BOA	35 41	
平成の杜	5582086 5629671	横浜ゴム	16 24 25 41 44	
HEISEI CAREER	5959035	福山大学	41	

へいせいよありがとう 平成よ ありがとう	6079396	新潟銘醸	33	
----------------------------	---------	------	----	--

◆「明治」「大正」「昭和」「平成」の漢字を一部に有する拒絶例

商標	出願／登録番号	出願人／権利者	区分	備考
	H11-28650	帯広大正農業協同組合	31	3-1 各号
大正モダン	2004-10733	やまと	25	3-1 各号 4-1-16
大正マークイン	2005-123407	池守 明裕	31	3-1 各号 4-1-11
大正膠硝子	2016-42110	廣田硝子	21	3-1 各号 4-1-16
新大正	2017-16169	日の出屋製菓産業	30	3-1 各号 4-1-16
	2001-6501	ネオ昭和	24 25	3-1 各号 4-1-16
昭和の味	2003-40585	東洋水産	30	3-1 各号 4-1-11
	2005-33047	レナウン	25	3-1 各号 4-1-11
昭和モダン	2005-60692	弓岡オフィス	14 18 25	3-1 各号 その他
	2006-32815	公募ガイド社	41	3-1 各号 4-1-16
昭和酒場	2008-60176	海帆	43	3-1 各号 4-1-16
昭和ハイボール	2009-96291	宝ホールディングス	33	3-1-6
水戸の平成納豆	H01-2971	茨城水戸食品	32	3-1 各号
	H07-22741	日本スープ	30	3-1 各号
ヘイ セイトゥウェルブ	H08-4275	日本特許管理	32	3-1 各号
平成のプライオイル	H08-31850	竹本油脂	29	3-1 各号
平成の厨子	H08-147495	丘巧芸	20	3-1 各号 4-1-16
平成ビルサービス	H10-58916	平成ビルサービス	37	3-1 各号 4-1-16
成田空港\平成パーキング	2000-104865	岡本 栄	39	3-1 各号
平成切子	2000-130757	北一硝子	21	3-1 各号

平成高速通信	2002-49487	平成電電	09	3-1 各号 4-1-16
平成電話	2003-26302	平成電電	38	3-1 各号 4-1-16
平成プロジェクト	2006-49967	有限会社山下ゆり	35 41	3-1 各号
平成三色	2006-56518	テリフィック エンタープライズ ディベロップメント	31	3-1 各号 4-1-11
平成のデキゴト	2007-90305	タカラトミー	09 28	3-1 各号 4-1-16
平成の森	2011-22950	扇屋	30	3-1 各号 4-1-16
平成ノート	2015-90321	ウイル・コーポレーション	16	3-1 各号 4-1-16
平成防災大賞	20016-19471	日本防災士機構	41	3-1 各号
平成ホルモン	2018-24038	カナダ	43	3-1 各号
あり が とう せい 平 成	2018-27660	新潟銘醸	33	3-1 各号

(c) 称呼が共通するものの漢字が異なる商標

このような文字構成から成る商標は意外と少なく、下記に挙げたものの他には数件程度しかなかった。無論、元号として認識されるものではなく、識別力に乏しい語でなければ登録は認められる。

ここで、疑問に挙がるとすれば、このような構成で登録が認められれば「タイショウ」「ショウワ」「ヘイセイ」の称呼について商標の効力が及ぶため、「大正」

「昭和」「平成」等の使用に対して権利行使が可能かどうかであろう。詳細は後述するが、商標法 26 条 1 項 6 号により権利行使はできないと考えるのが妥当である。そうすると、下記の登録商標の権利が及ぶ範囲は、同じ漢字からなる商標の使用や、元号とは認識されない言葉であって「タイショウ」「ショウワ」「ヘイセイ」の称呼が生じる商標ということがいえよう。

商標	出願／登録番号	出願人／権利者	区分	備考
大勝	4183734	月桂冠	33	
大将	5111362	大将食品	30	
	4544667	平安レイサービス	16 42	
しょうわ\祥和	5449380	国分酒造	33	
平星	2417488	日新総合建材	06	権利消滅
平静	5265256	GEヘルスケア・ジャパン	35 37 41 42 44	

(d) その他審査係属中の案件

下記は現在出願中の商標である。一部拒絶理由が通知されているものがあるが、元号の判断が厳格化された

現行の審査基準の下でどのように審査されるか注目したい。

商標	出願／登録番号	出願人／権利者	区分	備考
	2018-95247 (防護標章)	明治ホールディングス	01 02 03 04 05 他 (全区分)	
TAISHO	2018-78084	大正製薬	35 44	
大正	2018-112217	大正製薬	05	
大正\ビューティオンライン	2018-78086	大正製薬	35 44	
徳島大正銀行	2018-111503	徳島銀行	36	
大正健康ナビ	2019-8999	大正製薬	44	
	2018-17229	神戸サカエ屋	29	3-1 各号
昭和	2018-68411	一品堂酒類販売	33	3-1 各号
昭和洋楽	2018-62746	クレタ	9 16 38 41	
SHOWA マイスター	2018-121767	昭和産業	29 30	
SHOWA 揚げ名人	2018-121771	昭和産業	29 30 41	
平成ホルモン	2018-24038	カナダ	43	3-1 各号
平成の海援隊	2018-42206	高知県	16 24 35	
平成ラストサマー	2018-46338	加藤 史佳	16 25	
平成観光	2018-83729	平成エンタープライズ	39	
ありがとう平成	2018-105040	マイプリント	16 40	

(e) 元号に関する審決

審判まで争われた件数は多くはない。商標法3条1項6号が争われたケースでは、使用による特別顕著性が認められた「昭和」以外は識別力なしとして拒絶されている。商標法4条1項11号の類否が争われた

ケースでは判断にバラつきがあるが、改訂後の審査基準においては、元号と認識される部分については出所識別標識としての称呼等は生じないと判断されるものと考えられる。なお、下線は筆者によるものである。

◆争点：商標法3条1項6号

商標	審判番号	理由	結論
	不服 H02-20559	本願商標は、これをその指定商品に使用しても、これに接する需要者をして直接的ではないが、平成に製造されたものである等、 <u>広い意味での商品の生産時期等を表すものとして</u> 、また、 <u>一般に使用され得る現元号を表したにすぎない表示として認識されるにとどまるもの</u> と判断するのが相当であるから、自他商品の識別力を欠き、商標としての機能を果たさないものといわざるを得ない。	拒絶
昭和ハイボール	不服 2010-27122	本願商標は、これをその指定商品に使用するとき、これに接する需要者をして、該商品が「昭和の時代に親しまれていたハイボール」を理解させるにとどまるものにすぎず、需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができない商標であると判断するのが相当である。	拒絶

	不服 2013-23631	補正後の指定商品のいずれについても、請求人は、長年、本願商標と同一と認めうる「昭和」の文字からなる商標を使用した商品の製造、販売を行ってきており、国内第1位のシェアの商品を含め、いずれも国内有数のシェアを占めるに至っていることが認められ、その結果、本願商標は、その補正後の指定商品に使用した場合、その商品の取引者、需要者をして、請求人の略称を表すものとして認識されるに至っているといえることができる。	登録
---	---------------	--	----

◆争点：商標法4条1項11号

商標	審判番号	理由	結論
(本願)  (引用) 	不服 S55-20374	本願商標と引用商標のいずれも、構成中の「SHOWA」の文字部分が出願時には元号「昭和」をローマ字で普通に表示してなるものと認められるところであり、これが現在では旧元号となったとはいえ、いまだその余韻が残っている時期であり、また、長年に亘って一般に親しまれ好んで使用されたものでもあることから、該文字自体は需要者が何人かの業務にかかるものであるかを認識し難い、所謂、 <u>自他商品の識別標識としての機能を果たし得ないもの</u> といわなければならない。	登録
(本願)  (引用) 	不服 H11-6838	両商標から生ずる「ショーワ」の表音に対応する語は、株式会社岩波書店発行「広辞苑第五版」によれば、「小話」「正和」「昭和」「笑話」「唱和」等の複数の語が該当するものであり、両商標は特定（一定不変）の観念をもって取引に資されるとはいえないものである。 (中略) 請求人は、引用商標構成中の「SHOWA」の文字は、該商標の出願時及び登録時においては、当時の元号を表したものであって、自他商品の識別標識としての機能を有しない部分（いわゆる独占適応性がない部分）であり、自他商品の識別標識としての機能を有する部分は白抜き部分である旨述べているが、一般に、 <u>商標は時代とともに変化する性格のものであって、その識別機能等において常に一定不変であるとは限らないものであり、いわゆる改元後すでに相当年数を経た現在においてなお該文字の意味合いが旧元号のみに特定されるとするのは必ずしも適切でないから、その主張は採用することができない。</u>	拒絶
(本願)  (引用 1, 2)  	不服 2011-16511	本願商標中「SHOWA」の文字は、元号である「昭和」の文字を想起させるものであって、該「昭和」の文字は、現在においてもその使用を欲する者が少なくないことは、商号中に「昭和」の文字を含むものが数多く存在していることからもうかがい知ることができる。それ故、「昭和」の文字のみでは、 <u>商標として独占権を付与するに馴染まないもの</u> というのが相当である。 そうすると、「昭和」の文字の英語表記を想起させる「SHOWA」の文字部分から、「ショウワ」の称呼及び「昭和」の元号ないし商号に関連した「昭和」の意味合いを想起させるもの、 <u>出所識別標識としての称呼、観念は生じないもの</u> といわざるを得ない。 ※引用商標1及び2についても同様	登録

(f) 小括

以上の過去の元号に関する判断を見た限りでは、少なくとも平成以降は、「元号」の登録について厳しく審査してきたことが窺える。改訂第14版の審査基準は、このような判断を審査基準に明記したものに過ぎず、審査基準が改訂されたことによって判断が厳しくなるわけではないかもしれない。

気になるのは、「元号」であれば全て6号に該当するのかという点である。改訂後の審査基準の記載からは過去の元号も対象になると読めるが、「元号として認識されるにすぎない場合」とされていることを考慮すると、「元号として認識されない場合」は6号に該当しないとも読めなくはない。例えば、明治の一つ前の「慶応」や、慶応の前の「元治」「文久」「万延」な

ど、明治以前の243の元号は、一般的にはもはや元号として認識されないといえよう。また、製造年月日として使用されることもないであろう。公益性、独占適応性の観点からみても、元号として認識され、使用されないのであれば、特定人による独占を認めても不都合はないのではないだろうか。実際にどの程度厳格に審査されるかは分からないが、明治より前の元号については登録を認める余地があるように思える。

(4) 「令和」は登録できるか

さて、ここで話を「令和」に戻そう。改元されたことにより「令和」の登録を試みる者がでてくる可能性があり、その登録は認められるかという問題がある。しかし、これまで説明してきたように、元号に関する商標の審査は厳格に行われると考えられるため、少なくとも「令和」「れいわ」「レイワ」「REIWA」など新しい元号と認識されるような文字態様のみからなる商標は登録が認められないであろう。

他方、例えば次の①～④のような商標は登録が認められる可能性があると思われる。

- ① 「LEIWA」「LAYWA」「REYWA」など「レイワ」の称呼が生じるローマ字
- ② 「例話」「零羽」「礼輪」などの漢字違い
- ③ 「令和」+「識別力ある語又は図形」との結合
- ④ 「REIWA」「R.EIWA」「RE-IWA」など

①については、かなりグレーではあるが、登録が認められる可能性はあると考える。改元が発表された4月1日の報道によれば、外務省は、菅官房長官が新元号を発表した後速やかに195か国と国連、EUに対して新元号が「令和」（ローマ字表記は「REIWA」）であることを通知している。そうすると、公的には「令和」は「REIWA」であり、①に挙げたようなローマ字は元号としては認識されないという理屈が成り立つようにも思える。

②③は、これまでの特許庁の判断に鑑みても、登録が認められる可能性は高いであろう。もっとも、③については、登録が認められたとしても「令和」に識別力が認められるものではない。

④もグレーではあるが、「レイワ」とは読まず、「リ・イワ」や「アールエイワ」と称呼する場合は、登録が認められるかもしれない。しかし、他人

による「令和」や「REIWA」の使用に対し効力が及ぶものではないであろう。

以上のように、「令和」そのものや「令和」として認識され得る「レイワ」「れいわ」「REIWA」については原則として登録はできないが、「令和」を一部に含むものや「レイワ」の称呼が共通していても「令和」とは認識されないような商標については登録が認められるものと思料する。

(5) 「令和」「平成」などの元号は使用できるか

審査基準が改訂されて「元号」が登録できなくなるという報道がされた際、お笑い芸人の「平成ノブシコブシ」が「平成」を使用できなくなるのではないかというニュースを目にした。芸名はそもそも商標ではないという議論もあるが、この話題がニュースになる位なので、「元号」が使用できるのかという疑問が世間一般に生じていることが懸念される。そこで、誤解がないように元号の使用性について簡単に説明したい。

まず、今回改訂されたのは商標登録の可否を判断するための審査基準であり、元号の使用の適法性を定めたものではない。したがって、改訂後の審査基準によって元号の使用が制限されることはない。

では、元号であればどのように使用しても問題がないのだろうか。この点、商標法26条1項6号は下記のように定められている。

26条 商標権の効力は、次に掲げる商標（他の商標の一部となつているものを含む。）には、及ばない。

（中略）

六 前各号に掲げるもののほか、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができる態様により使用されていない商標

商標法26条は、商標の効力が及ばない範囲についての規定であり、同項6号において「需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができる態様により使用されていない商標」であれば商標の効力が及ばないとされている。すなわち、元号として認識される態様で使用する限りでは、何人も自由に使用できるということが出来る。元号として認識される態様とは、例えば、製造年月日の表示や単にその時代を表す意味で使用する場合の「平成」「令和」などが該当する。そのため、上記(2)(a)で挙げた

「明治」「大正」「昭和」や、(b) で挙げた「昭和」「平成」などの元号を一部に含む商標、(c) で挙げたような漢字違いの「大勝」「平静」などが登録されているとしても、「明治」「大正」「昭和」「平成」を元号として認識される態様で使用することは問題がないといえる。そして、原則として「令和」が登録されることはないのであるから、「令和」は誰しもが使用できるということができる。

もっとも、登録が認められている「明治」「大正」「昭和」との関係では、これらの表示を元号とは認識されない態様で使用了場合は商標権侵害となる可能性はある。「明治」「大正」「昭和」の登録は、権利として存続している以上は基本的に有効な商標権であり、例えば、これらの登録商標と抵触する商品や役務についてワンポイントで「明治」「大正」「昭和」と表示したような場合は商標権侵害を構成することはあり得る。

また、明治より前の元号については、商標法3条1項6号の適用がされない可能性があるように、商標法26条1項6号の適用もされない可能性はあると思われる。実際に「慶應」(第5066864号)や「文久」(第1852356号)などの登録は存在しているので、過去の元号だからといって必ずしも自由に使用できるものではないことは念頭に置くべきである。

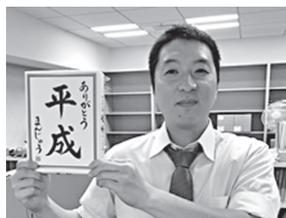
3. おわりに

「令和」が新元号として発表された4月1日、「社名に漢字『令和』を冠した企業はゼロ、『れいわ』『レイワ』は合計6社」と題する東京商工リサーチによる記事を目にした⁹⁾。この記事によれば、東京商工リサーチが保有する企業データベース(317万社)で、社名に「令和」を冠した企業(以下、「令和」企業)を調査した結果、漢字で「令和」を冠する企業は全国で1社もなかったという。読みが一致するひらがなで「れいわ」を冠する企業は3社、カタカナの「レイワ」は同じく3社あったようではあるが、そこまで徹底して俗用されていない漢字2字を新元号として選定するのは途方もない作業だったことは容易に想像できる。おそらく新元号に選ばれなかった他の候補も同じであろ

う。因みに、「平成」を冠する企業は1270社、「昭和」は2640社、「大正」は435社、「明治」は764社あるという。

さらに、同記事では、「平成」企業の1270社のうち、平成1桁年代(平成元年～同9年)の設立が653社(構成比51.4%)と半数を占めており、平成時代を踏襲するとすれば、今後数年間で「令和」企業が加速度的に増加する可能性が高いと予想している。これらの統計及び推測が正しいとすれば、今後「令和」を有する商標が多数出願されることが想定されるが、どの程度登録が認められるかは注目していきたい。

「令和」については賛否があるようだが、新元号として決まった以上は「令和」が平和で素晴らしい時代であることを願うばかりである。そして、ありきたりではあるが、やはり最後は感謝を込めてこの言葉で締めくりたい。ありがとう平成!



以上

(注)

- (1) 特許庁 HP より (https://www.jpo.go.jp/faq/yokuaru/trademark/gengou_atukai.html)
- (2) 第25回商標審査基準ワーキンググループ議事録参照 (https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyokouzou/shousai/shohyo_wg/document/index/new25_gjiroku.pdf)
- (3) 工藤莞爾「商標審査基準の解説」(第8版) 149-150頁
- (4) 網野誠「商標」(第6版) 169-177頁
- (5) 小野昌延・三山俊司「新・商標法概説」111-115頁, 132-133頁
- (6) 田村善之「商標法概説」(第2版) 193-195頁
- (7) 平尾正樹「商標法」127頁
- (8) 「商標審査基準」改訂案に関する意見募集に対する回答 (https://www.jpo.go.jp/news/public/iken/document/181023_shouhyou_kekka/181023_shouhyou_kekka.pdf)
- (9) https://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20190401-00010000-biz_shoko-bus_all

(原稿受領 2019.4.26)